

クマ被害にご注意ください

現在、青森県内全域にツキノワグマ出没注意報が発令されています。市内でも目撃情報が複数あることから、クマとの不意の遭遇を避けるため下記の対策を行い、十分注意してください。

自分の存在をアピールしてクマに出会わない

- ▷クマが頻繁に出没している場所には近づかない。
- ▷鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる。
- ▷クマの活動が活発になる早朝や夕方、霧の深い日の作業時は周囲に気をつける。
- ▷山菜採りに夢中にならない。
- ▷森林に近い農地で作業をする場合は、刈払いなどで周辺の見とおしをよくする。
- ▷頻繁にクマが出没している地域では、できるだけ単独での作業は避ける。
- ▷フンや足跡、食べ跡を見つけたら、近くにクマがいる可能性があるのですぐ引き返す。



熊出没注意

誘引物の確認をしてクマを寄せつけない

- ▷生ゴミや農作物の廃棄残渣をそのまま放置しない。
- ▷ガソリンなどの揮発性物質もクマを誘引するものとなるので、保管場所に注意する。

もしもクマに遭遇したら落ち着いて離れよう

- ▷遠くにクマを見つけたら、静かにその場を立ち去る。
- ▷クマが近づいてきたら、クマの動きに注意しながらゆっくりと後退する。
- ▷走って逃げる、大声、石投げなどクマを刺激する行動はしない。
- ▷子グマであっても近づかない。
- ▷襲ってきた場合は、両手で顔や頭を防御する。

- *市では人身被害防止のため、目撃情報により当該地域周辺に看板、防災放送、広報車などにより注意喚起広報、五所川原市鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを実施します。
- *目撃、出没情報は市役所ホームページに掲載し、随時更新します。
- *クマの目撃または被害があった場合は五所川原警察署（五所川原地区35-2141、金木市浦地区53-2117）、農林水産課（内線2523）または市浦・金木総合支所までご連絡ください。
- *また、有害鳥獣を目撃または農作物に被害があった際もご連絡ください。

アライグマの捕獲箱を貸し出します

市でも外来生物であるアライグマによる農作物の被害が発生しています。アライグマは特定外来生物のため、法律により許可なく飼うことも生きたまま移動させることも禁止されています。

市では、アライグマによる被害を防除するため、被害を受けられている方に、下記の貸出条件をご了承いただいた上で、捕獲箱を貸し出しています。

1. 貸出期間は原則2週間です。
2. 市役所において、適切な捕獲と安全に関する知識および技術についての説明を受けてください。
3. 捕獲箱の設置は本人所有の敷地内で、第三者が自由に立ち入ることのできない場所にしてください。
4. エサは各自で用意してください。
5. 自己の責任で、捕獲箱の管理、エサの入れ替えを行ってください。
6. アライグマを捕獲した場合は農林水産課に連絡してください（土曜・日曜・祝日は除く）。
7. アライグマ以外の動物を捕獲した場合は速やかに放獣してください。
8. 子どもが手を触れたりして、ケガをすることがないようにご配慮ください。
9. 捕獲箱にエサの入れ替え等の作業をする場合には、必ずゴム手袋や軍手をしてください。また作業終了後は手洗いを十分に行ってください。
10. 次の方が気持ちよく使用できるように捕獲箱は洗って返却してください。
11. 貸出台数に限りがありますので、お待ちいただく場合があります。